



◆ Annual Issues

NEWSLETTER

一般社団法人
日本語学校ネットワーク

INDEX

- 01 代表ご挨拶
- 02 活動報告
- 03 団体連絡協議会
- 04 特定技能（仮）
- 05 認定申請
- 06 事務連絡

No. 31

25th June 2026

発行元：一般社団法人日本語学校ネットワーク
住所：東京都文京区千駄木3-33-6第3仲慶ビル6F

01 ご挨拶



昨年の参院選において「日本人ファースト」をスローガンに掲げた政党があり、排外主義や差別を助長する懸念も指摘されていきました。しかし、かねてより「外国人受け入れ」について国民的議論を行うべきと考えておりましたので、議論が巻き起こるきっかけとなり得ると、むしろ歓迎していました。しかし現在までのところ「受け入れること」のマイナスだけが強調されていて、「受け入れないこと」のマイナスが十分に議論されていないように思われます。隣人に文化や生い立ちが様々であり、生活習慣や考え方が異なる外国人がいるよりも同国人である方が暮らしやすいには違いありませんが、人口が減少する日本社会が経済的発展を求めるなら外国人人材の登用は不可欠であるように思われます。いずれにしても我が国の将来を左右する重大なテーマですから時間をかけて冷静な議論が展開されることを期待しています。

このような流れの中で昨年末に誕生した新政権は外国人政策の見直しを公約として掲げ、新たに設置された関係閣僚会議は本年1月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」が発表しました。在留資格

「留学」については、「週28時間を超えるアルバイトを行うなどの資格外活動違反も生じていることから、留学生が在留資格「留学」の趣旨に沿った形で在留することを確保する必要がある。」と報告しています。具体的な施策は発表されていませんでしたが、新聞報道や関係者からの情報によると、現在入国と同時に空港で行われている資格外活動許可の制度を改め、在留開始後一定期間の在留状況を勘案して許可する制度とすることが検討されているようです。アジアからの留学生はアルバイトにより生活費の一部を補填することを計画している学生も多く、この資格外活動許可申請制度の変更は深刻な問題となりかねません。そこで日本語教育機関団体連絡協議会はネットワークの会員の皆様にもご協力を頂きながら緊急アンケートを実施しました。というもの自民党内に発足した外国人政策本部のプロジェクトチーム（PT）内において、留学生の資格外活動について「アルバイトが本来の目的である勉学を阻害しているのではないか」というような発言があったと漏れ聞こえてきたからです。アンケートの結果は既に会員の皆様にもご報告の通り「アルバイトをしている学生」は「していない学生」に比べて出席率も学業成績も良いという結果が示されました。これまで関係者や関係機関に陳情する際に「アルバイトをしている学生は授業にも積極的に参加している」と肌感覚で訴えてまいりましたが、アンケートがこれを証明してくれました。このエビデンスを持って関係機関や関係議員の方々に報告しております。

既に入管庁からは、「留学生の資格外活動の適切な把握及び指導について」3か月ごとに管理・指導を行うよう通知が届きました。空港で包括許可されている資格外活動許可申請の仕組みの見直しについては未だ発表されていませんが、現状に近い仕組みが維持されるよう働きかけを行って参りたいと存じます。

最後に皆様にご報告がございます。一般財団法人日本語教育振興協会（日振協）、一般社団法人全国日本語学校連合会（JaLSA）、一般社団法人全国各種学校日本語教育協会（全各）、そして一般社団法人日本語学校ネットワークは、本年4月に一般社団法人日本語教育機関団体連合会を設立いたしました。これまで同4団体は日本語教育機関団体連絡協議会で活動してまいりましたが、活動を通じて信頼関係が構築されたことから、今後は各界への発信はもとより、教育研修や研究も共同で行いながら体制を整え、将来の団体統合を視野に入れて活動して参ります。

今年度の主な活動は、新たに設立した日本語教育機関団体連合会の一員としての活動が中心となりますが、引き続き日本語教育機関認定法の運用が、日本語教育機関にとって使い勝手の良いものとなるように要望してまいります。また、日本語教育機関の留学生に与えられる資格外活動許可の仕組みについても現行の仕組みが維持されるよう強く要望して参ります。さらに一般社団法人日本語教育機関団体連合会という強力な業界団体が発足しましたので、同連合会の一員として産業界との連携もこれまで以上に進めて行きたいと存じます。

会員の皆様に対する有益な情報発信や勉強会の開催につきましても、これまで以上に努めて参る所存でございますので、ご協力、ご支援をよろしくお願いいたします。

02 活動報告



令和7年

- 5月 文部科学省総合教育政策局日本語教育課（以下文科省日本語教育課と記載）新任課長、
新任企画調整官と懇談
- 5月 日本語教育機関団体連絡協議会会議出席
- 5月 文科省日本語教育課に要望書提出
- 5月 総務省統計局 統計調査部国勢統計課より国勢調査への協力依頼と説明を受ける
- 6月 柴山 昌彦議員（日本語教育推進議員連盟会長、元文科大臣）セミナー参加
- 6月 日本語教育推進議員連盟第22回総会出席
- 6月 理事会開催
- 6月 令和6年度社員総会開催
- 6月 金融庁ヒアリング「新入学の留学生の預金口座開設について」出席
- 6月 山下 貴司議員（日本語教育推進議員連盟副幹事長、元法務大臣）セミナー参加
- 8月 文科省日本語教育課より来年度予算要求の方向性等についての説明を受ける
- 9月 理事会開催
- 9月 日本語教育機関団体連絡協議会会議出席
- 9月 「日本語学校留学生の祭典2025」開催（主催：株式会社さんぼう、後援：日本語学校ネットワーク）
- 10月 理事会開催
- 10月 日本語教育機関団体連絡協議会会議出席
- 10月 11/7勉強会準備会議
- 10月 「日本語学校在校生の集い 語学留学生フェア2025」開催
（主催：特定非営利活動法人 LSHアジア奨学会、協力：日本語学校ネットワーク）
- 11月 認定日本語教育機関申請準備のための勉強会開催
- 11月 理事会開催
- 11月 一般社団法人日本語教育機関団体連合会（日本語団連）発足準備会議出席
- 12月 里見 隆治議員（日本語教育推進議員連盟副事務局長）セミナー参加
- 12月 日本学生支援機構と懇談
- 12月 忘年会打ち合わせ会議
- 12月 日本語教育推進議員連盟第23回総会出席
- 12月 2025年忘年会開催
- 12月 東京入管在留支援部門との会議出席
- 12月 内閣府規制改革推進室「外国人留学生の資格外活動状況」についてのヒアリング出席
- 12月 柴山 昌彦議員事務所訪問、現況報告
- 12月 「参照枠における評価の考え方」の勉強会開催
（主催：一般社団法人全国各種学校日本語教育協会、後援：日本語学校ネットワーク）



令和 8 年

1月 入管庁ヒアリング出席

1月 理事会・理事新年会開催

1月 一般社団法人日本語教育機関団体連合会（日本語団連）発足準備会議出席

1月 「認定日本語教育機関主任教員認定申請研修」開催

（主催：日本語教育機関団体連絡協議会、協力：日本語学校ネットワーク）

1月 「外国人留学生の資格外活動状況」アンケート調査実施

2月 中川正春氏（元日本語教育推進議員連盟副会長、元文科大臣）、文科省日本語教育課との懇談

2月 一般社団法人日本語教育機関団体連合会（日本語団連）発足準備会議出席

3月 里見 隆治議員セミナー参加

3月 一般社団法人日本飲食団体連合会幹部との懇談

3月 山下 貴司議員陳情

3月 宮内 秀樹議員（自民党文部科学委員会委員、日本語教育推進議員連盟事務局長代理）事務所訪問、
現況報告

3月 柴山 昌彦議員事務所訪問、現況報告

3月 東京入管在留支援部門との会議出席

3月 内閣府規制改革推進室に対して「外国人留学生の資格外活動状況」アンケート結果報告

3月 情報共有のための勉強会開催

4月 一般社団法人日本語教育機関団体連合会（日本語団連）発足

4月 山下 貴司議員セミナー参加

4月 柴山 昌彦議員、新藤 義孝議員（元総務大臣、自民党外国人政策本部長）他、関係議員事務所挨拶と
現況報告

以上

一般社団法人 日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向 和知夫





03 日本語教育機関団体連絡協議会の活動報告

一般社団法人 日本語学校ネットワーク 副代表理事
与野学院日本語学校 校長
谷 一郎



2025年度は、告示校からの認定日本語教育機関の認定申請数、認定率の低迷が課題となり、それらの向上に向けて取り組んだ一方、認定だけでも大変なところ、高市政権の誕生とともに、矢継ぎ早に打ち出された外国人関連施策の厳格化対応にも追われた1年でした。

1、認定日本語教育機関の認定申請

2025年度は、直前の3月30日の令和6年度第2回結果発表の衝撃からスタートしました。認定法施行後、初年度に告示校から認定されたのは、わずか12校という状態であり、膨大な関係法令の理解促進や、参照枠に基づくカリキュラム編成などの詳細な情報提供や、研修が求められることになりました。

日本語教育機関団体連絡協議会からは、相談窓口の常設化を要望した結果、それ自体は、実現しなかったものの、文科省は各団体にて頻繁に説明会を行ってくれることになり、項目別規定集の発表に加え、夏の認定日本語教育機関の認定申請に係る実務説明会(事務担当者向けと教務主任向け)も実施されることになりました。これらの内容は、それ以前に比べるとかなり踏み込んだもので、各機関の理解促進に大いに貢献したと思います。

ところが、2025年10月末に発表された令和7年度第1回の結果も、告示校からはわずか7校が認定されたに留まり、そもそもの申請数も告示校からは34件のみという状況でした。2025年夏の説明会の効果が出てくるのは、令和7年度第2回のわけですが、各団体の会員の方々からは、夏の説明会よりさらに具体的な研修をして欲しいという声が多く寄せられるようになりました。そこで、文科省と協議を重ね、難しいと言われているカリキュラムに的を絞り、不認定相当事例の解説やケーススタディを内容とする「日本語教育機関主任教員認定申請研修」を実施することになりました。こちらは予想を大きく上回る反響をいただき、100名定員を2回に分けて1月に実施後、急遽、3月に追加で実施となりました。受講者の方々からも疑問点がすっきり解消した等のコメントをいただいております、2026年度も引き続き、数回を実施予定です。

これで情報や研修などはかなり整ったはずですが、いざ書類を準備していくと、認定制度には、語学教育とは相容れない違和感があることが多々あるかと思います。しかし、これらは認定基準の改正をしなければならぬ部分でもあるため、2029年の制度見直しを目指して検討を進めることになろうかと思われます。

なお、2026年度は、多くの日本語教育機関が認定申請する見込みであるところ、審査枠が決まってしまって申請できない機関が出るのが懸念されており、審査体制の確保を要望していましたが、文科省からは、認定申請が増加しても対応できる審査体制を確保する旨、回答いただいております、この点では、安心できるものと思われます。

2、結核スクリーニング

結核スクリーニングの導入にあたっては、現地での体制が十分でない場合、在留資格認定証明書交付申請や査証発給に支障が出るのが懸念され、十分な体制整備を要望していましたが、結果としては、大きな問題も起きず、制度がスタートしました。



3、銀行口座開設等取扱の円滑化

ゆうちょ銀行以外では、新規入国した留学生が口座開設出来ない、ゆうちょ銀行においても、窓口混雑を理由に、1日の来店人数を制限されることなどが、大きな問題となっていました。議連総会での要望後、金融庁とも協議を行い、ゆうちょ銀行のアプリによる口座開設が飛躍的に改善されました。最近では、セブン銀行等でも口座開設が可能となっており、かなり留学生の口座開設における不自由さは解消したものと思われます。現在は、銀行の第2世代在留カード対応が間に合わないことが懸念点ですが、問題が長引くようであれば、金融庁へ要望していく予定です。

4、育成就労制度における認定日本語教育機関等の活用

入管法及び育成就労法の関係省令においては、認定日本語教育機関(就労)の数がまだまだ少ないことから、暫定的な措置として、個々の登録日本語教員がその日本語教育を担当してよいこととなりました。

これは逆に言えば、少なくとも、令和14年3月31日までは、登録日本語教員さえ担当すれば、告示校（令和11年3月末まで）及び認定日本語教育機関（留学）であっても就労分野の日本語教育を担うことができるということになります。また、認定校に対しては、本年5月7日に「就労のための課程」を有しない各学校でも、育成就労外国人向けの日本語講習の提供について積極的に検討するよう文科省から通知が来ています。このように、育成就労制度における認定日本語教育機関の制度上の活用要望は、一定の成果を得られたものと思われます。

なお、令和7年度補正予算「育成就労制度における日本語講習モデルカリキュラム開発等事業」により開発する日本語講習モデルカリキュラムが今後、提供される見込みであり、これを用いた講習が行われていくことになると思われます。

5、登録日本語教員試験の改善と教員の処遇改善

登録日本語教員試験は、すでに2024年11月、2025年11月の2回が実施され、今までの合格者数も22,927人となりました。現職者の移行もある程度は順調に進んでいるものと思われますが、そもそもの教員不足はあまり解消されていないようです。日本語教育機関団体連絡協議会では、職業としての魅力向上に向けて、日本語教員の処遇改善を政府に要望し続けておりますが、こちらは具体的な成果が出せておりません。就労や生活でも社会からの期待が高まるなか、より多くの方が登録日本語教員となってもらうため、登録日本語教員試験の多頻度多地域での実施が可能となるCBT化の要望も行っています。こちらについては、すでに文科省にて令和7年度補正予算としてCBT化に向けた試行試験のための予算が計上されており、最速で令和9年度の実現を目指すこととなっています。





6、留学生の資格外活動について

高市政権の発足以来、外国人政策の大きな変更が具体化し、留学生についても厳格化が徐々に進んできています。具体的には、昨年12月の日経新聞においては、その対策として入国時に資格外活動許可を与えるのを改め、入国後に就学状況や勤務先を申請し、入管庁が個別に審査することにするとの報道があり、内閣府からは、留学生の資格外活動の現状についてもヒアリングを受けました。その後は、1月には自民党の外国人政策本部の提言に「「留学」について、資格外活動許可の厳正な対処」が明記され、報道に沿った動きが顕在化してきました。党の方針を受けて、政府がまとめた総合的対応策においても、週28時間を超えるアルバイトを行うなどの資格外活動違反が問題とされ、その適正化が掲げられました。

その中で見えてきたのは、社会全体はもちろんのこと、国会議員や行政においても、留学生の大半は出稼ぎ目的であるといったかつてのイメージが全く変わっておらず、日本語を学ぼうえでのアルバイトの意義についての不理解でした。日本語教育機関団体連絡協議会では、資格外活動違反についてはもちろん問題としてしっかり取り組む必要はあると考えますが、行き過ぎた厳格化は、教育的な観点、国際的な人材獲得競争の観点から国益を損なうため、早急に我々が感じている実情を広く訴えていく必要があるとの認識で、急遽、日本語教育機関における外国人留学生の資格外活動の実態調査を実施しました。この調査では、アルバイトをしている学生の方が、日本語能力試験の合格率も、授業への出席率も高いという結果が示され、我々の肌感が数字にて立証されました。

我々は、早速、関連する国会議員の先生方や関係省庁に対し、実態を説明する活動を展開し、また、関連する業界とも協調して、適切な形として落ち着けるよう連携も深めています。おかげで、ある程度は過去のイメージの払しょくに成功しつつあります。しかしながら、社会全体の昨今の風潮もあり、まだまだ最終的にどのような形に落ち着くかは見えてきておりません。引き続き、地道な活動を続けていくことになりそうです。

7、在留資格認定証明書交付申請における日本語要件の厳格化について

在留資格認定証明書交付申請における日本語要件の厳格化は、本年3月半ばに入管庁にヒアリングを受け、1ヶ月を経ない4月10日には見直しの通知が発出されるという異例のスピードで行われました。本来、日本語要件は、留学の在留資格認定証明書交付申請の審査の際の判断材料として、勉学意思能力を確認するための指標であり、従来は学歴、日本語能力の2つが指標とされていました。つまり、日本語要件そのものが、要件というわけではありませんでした。ところが、本件については、勉学意思能力は日本語能力のみで判断するという極めて大きな方針変更であり、我々としては学歴を指標として残すことに注力し、入管庁へ訴えました。結果として、別表国の大卒は従来通り、勉学意思能力の指標として維持されることになりました。

8、日本語教育機関団体連絡協議会の在り方

日本語教育機関団体連絡協議会は、6つの団体によって構成され、コロナ禍における入国制限緩和や、認定法の成立過程において大きな役割を果たしてきました。しかし、在留外国人が増加し、育成就労制度の令和9年4月開始にもらみ、もはや留学領域だけにとどまらず、就労者、生活者や児童生徒の日本語教育まで日本語教育機関には非常に大きな期待が寄せられるようになりましたが、任意団体であること、意思決定に時間がかかること、安定した財政基盤・事務局体制がないこと等から、政府や地方自治体、他業界とのカウンターパートとして十分に機能し得る体制ではありませんでした。議員の先生方からは、早く統一した団体を作って欲し



いと期待も日増しに強くなり、連絡協議会内では、法人設立に向けた具体的な協議が行われるようになりました。

しかし、昨年10月に行われた協議において、6つの団体の連合体法人設立については合意を得られなかったため、まずは、日振協、JALSA、日本語学校ネットワーク、全各日協の4つの団体にて法人格を持った連合体を設立することが決まりました。その後は、定款や理事構成、予算等の具体的な検討が進められ、2026年4月9日に、4つの団体から構成される新たな連合体として、一般社団法人日本語教育機関団体連合会が設立されるに至りました。今後は将来の統合も視野に入れて、機動的に活動を進めていくことになろうかと思います。

(主な活動)

2025/06/12 日本語教育推進議員連盟総会にて要望(育成就労制度における認定日本語教育機関等の活用、日本語教育推進法の基本方針における施策に日本語教育機関を盛り込むこと、認定日本語教育機関への支援、認定申請にあたり、(1)柔軟な課程編成の考え方及び課程名称、(2)認定日本語教育機関認定申請手続きの相談窓口の常設化、(3)書類の簡略化、(4)法務省告示校に対する認定申請機会の担保、登録日本語教員の受験機会の拡大、結核スクリーニング指定医療機関の充実、銀行口座開設等取扱いの円滑化)

2025/06/30 金融庁打ち合わせ

2025/10/15 日本語教育機関団体連絡協議会法人化に関する打ち合わせ

2025/11/10 公明党文科部会ヒアリング

2025/12/11 日本語教育推進議員連盟総会にて要望(育成就労制度における認定日本語教育機関等の活用、認定日本語教育機関への支援、認定申請にあたり、(1)法務省告示校に対する認定日本語教育機関申請手続きの支援、(2)今後の認定申請の増加に対応するための審査体制の確保、登録日本語教員試験の受験機会の拡大・CBT化、登録日本語教員の処遇改善、在留資格の審査の厳正な運用(納税状況等の活用を含む)の検討)において、留学生に対する教育的観点からの適切な配慮)

2025/12/22 内閣府ヒアリング

2026/01/13 日本語教育機関主任教員認定申請研修実施

2026/01/13 資格外活動実態調査実施

2026/01/21 日本語教育機関主任教員認定申請研修実施

2026/03/16 入管庁と意見交換

2026/03/17 日本語教育機関主任教員認定申請研修実施

2026/03/24 内閣府に資格外活動の実態について説明

2026/04/09 (一社)日本語教育機関団体連合会設立

2026/05/28 日本語教育推進議員連盟総会にて要望(認定日本語教育機関及び登録日本語教員の活用、認定日本語教育機関への支援、法務省告示校に対する認定日本語教育機関申請手続きの支援、登録日本語教員の人材獲得のための施策(登録日本語教員試験の受験機会の拡充、登録日本語教員の処遇改善)、外国人との秩序ある共生社会の実現について慎重な制度設計・運用(資格外活動、通知から運用開始までの期間、制度設計における現場関係者の参画)、在籍管理に関する体制、在留資格「技術・人文知識・国際業務」及び「特定技能」の日本語要件、日本語能力試験(JLPT)の受験枠について)





04 認定日本語教育機関の認定申請を通して

一般社団法人 日本語学校ネットワーク 理事
学校法人 東京ギャラクシー日本語学校 校長
理事長 永井 早希子



東京ギャラクシー日本語学校は、2025年第1回目の申請において、認定日本語教育機関留学課程として認定されました。準備は書類提出の1年以上前から開始し、検討の結果、進学課程に加えてビジネス日本語課程と文化コミュニケーション課程、計8課程を設置することとしました。各課程の設計や定員の配分には苦心しましたが、決定後は様式ごとに担当者を定め、工程表を作成して作業を進めました。すでにご存じの点多いと思いますが、申請作業を通じて「こうしてよかった」「こうすればよかった」と感じたポイントをお伝えします。

(1) 人員体制を整える

最も負担が大きい教務主任が通常業務を抱えたまま申請書類を作成するのは困難です。担当授業数や業務量の調整、作業分担の明確化など、負担を軽減する体制が不可欠。

(2) 設置者を含む関係者全員が認定の趣旨を理解する

書類作成に入る前に教務主任や担当教員が日本語教育の参照枠などの理解を共有しておく。また、設置者・校長・事務担当者も認定の趣旨と審査の厳しさを共通認識すること。

(3) 現状にとらわれすぎない

認定では現在の授業内容ではなく、認定後の課程の枠組みが問われます。実現不可能ではない範囲での「完成形」を目指すこと。

(4) 日本語教育の参照枠を正しく理解する

参照枠を指標とし、行動中心アプローチを踏まえていれば、教材や科目設定などの課程編成に大きな制限はないとされています。ただ評価など従来は教員の経験知に依存していた部分を明文化・数値化する必要があるため、事前に授業で一部試行するなど慎重を期しました。

(5) 整合性を慎重に確認する

学則は盛り込む内容が多いため、施行規則や認定基準に従い、もれなく条文を作成し、他の様式や入学案内、パンフレットとの記述に齟齬が生じないよう注意が必要。面談では様々な箇所の不整合を指摘されることもあるため、面談前の見直しと対応策の検討も必須。

05 特定技能の現在地

学校法人新井学園 赤門会日本語学校 常務理事
株式会社ヒューマンパワー 代表取締役
一般社団法人 外国人雇用協議会 理事
新井 永鎮



日本の人手不足対策の切り札として2019年にスタートした「特定技能」制度。導入から7年目を迎えた2026年現在、その存在感はかつてないほど高まっている。

人手不足分野での外国人材を受け入れる特定技能制度の活用が拡大し、出入国在留管理庁によると、令和7年12月末時点の特定技能在留外国人数は39万296人となり、過去最高を更新した。内訳は特定技能1号が38万2,341人、特定技能2号が7,955人で、制度全体としては1号が大勢を占める構図が続いている。

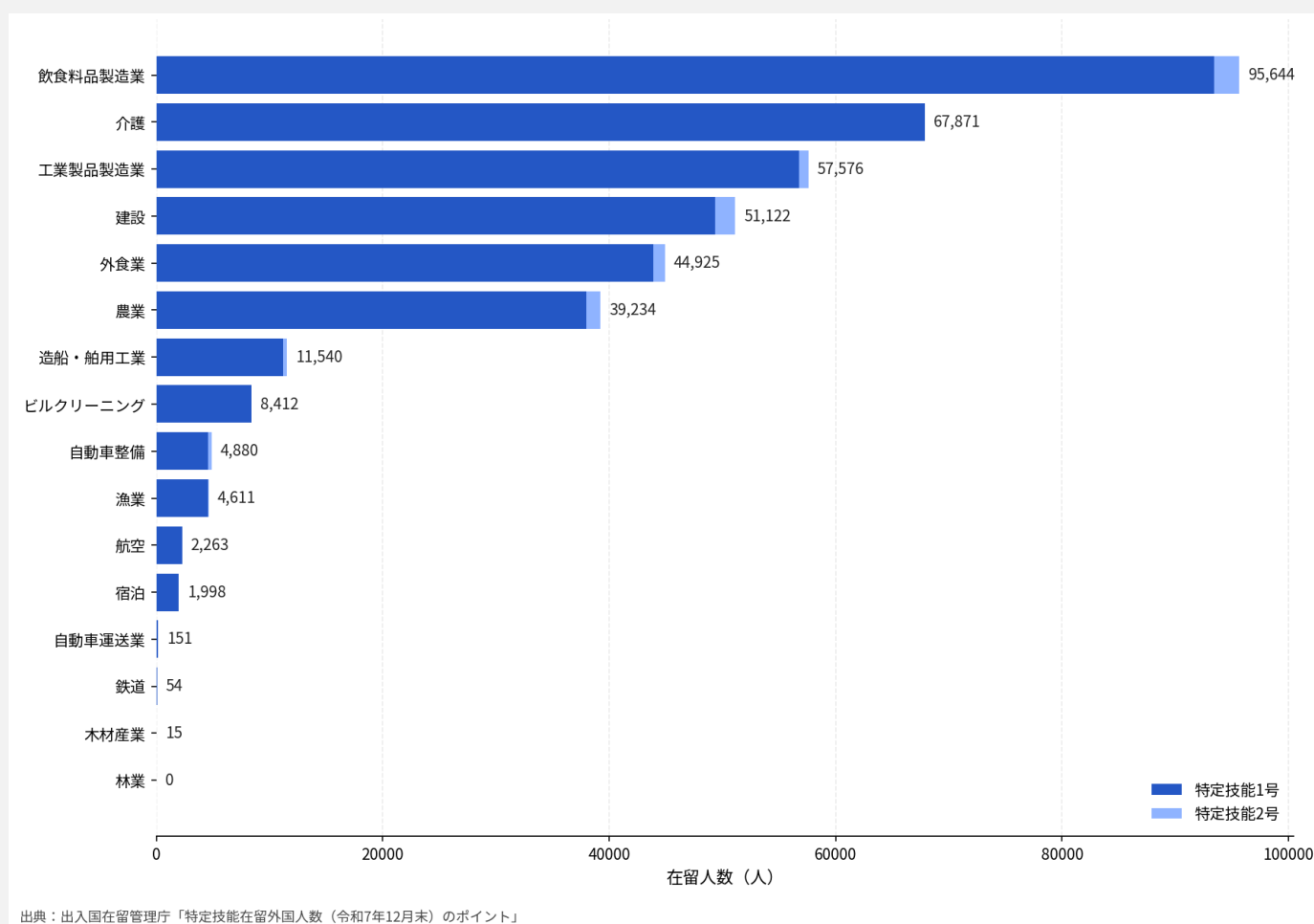


図1 特定技能制度の分野別在留人数（令和7年12月末）

注：各分野の合計人数を示し、棒の内訳として特定技能1号と2号を色分けした。

出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（令和7年12月末）のポイント」

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001459490.pdf>



飲食料品製造業が最多

分野別では、飲食料品製造業が9万5,644人で最も多く、介護6万7,871人、工業製品製造業5万7,576人、建設5万1,122人、外食業4万4,925人、農業3万9,234人が続いた。食品製造、介護、製造、建設、外食、農業といった慢性的な人手不足分野に受け入れが集中している実態が浮かぶ。

このうち介護は1号のみで6万7,871人となっており、制度上の運用差も分野別構成に影響している。一方、建設や農業、外食業、工業製品製造業では2号の在留もみられ、一定の熟練人材の定着が進みつつある。

2号はなお限定的

特定技能2号は全体で7,955人にとどまる。分野別では飲食料品製造業2,251人、建設1,799人、農業1,282人、外食業1,056人、工業製品製造業840人が上位で、制度全体の規模に比べればなお小さい。2号は在留期間更新に上限がなく、家族帯同も可能となるため、制度の定着度合いを測るうえで重要な指標となる。足元では人数は限られるものの、今後の制度運用や分野別需要の変化によっては増加が見込まれる。

新規追加分野は立ち上がり途上

令和6年3月29日の閣議決定では、特定技能制度の対象分野に自動車運送業、鉄道、林業、木材産業の4分野が新たに加えられた。ただ、令和7年12月末時点の在留人数は、自動車運送業151人、鉄道54人、木材産業15人、林業0人にとどまっている。制度開始から日が浅いこともあり、本格的な受け入れ拡大はこれからとみられる。

既存分野では、工業製品製造業や飲食料品製造業などで業務範囲の見直しも進んでおり、制度は人材需要に応じて柔軟に調整されている。今後は新規分野での制度浸透の度合いが、受け入れ全体の伸びを左右する可能性がある。

日本語学校、特定技能を進路の一つの選択肢に

「留学＋就職」型広がる一方、外食分野停止で学生対応が課題

日本語学校で、特定技能制度を進路先の一つとして位置付ける動きが定着しつつある。従来は進学を主な出口としてきたが、近年は「留学＋特定技能就職コース」などを設け、進学一辺倒だった進路指導を見直す学校が増えている。出口戦略の多様化を通じ、就職を視野に入れた教育体制への転換が進んでいる。

特に就職先として多かったのが外食分野だった。比較的受け皿が大きく、日本語学校にとっても進路先として組み込みやすい分野とみられていたためだ。しかし、2026年4月13日からは、定員の上限に達したことを受けて運用が停止された。これにより、外食分野への就職を前提に入学した学生への対応が急務となっている。

進路設計の前提が崩れたことで、日本語学校には進路変更を迫られる学生への個別支援が求められる。別分野への進路誘導や制度説明の徹底に加え、不安を抱える学生への心理的なケアも含めた複合的な対応が必要になりそうだ。学校側にとっても、募集段階で示してきた進路モデルの見直しは避けられない状況にある。

特定技能制度は5年ごとに運用の見直しを行っており、次回の見直しが反映されるのは2029年4月1日以降となる。それまでの間、日本語学校は制度運用の変化を踏まえながら、限られた選択肢の中で学生の進路をどう支えるかが問われる。特定技能を進路の柱の一つとする流れが広がるなか、制度変更により左右されにくい持続的な進路支援体制の構築が課題となりそうだ。



今後は「量」から「定着」へ

特定技能制度は、受け入れ人数の面では拡大基調を維持している。一方で、今後の焦点は単純な人数増ではなく、2号への移行、分野間の偏在是正、受け入れ後の定着支援へ移るとみられる。とりわけ新規追加分野では、試験、実務体制、受け入れ企業側の運用整備が進むかどうかが問われる。

制度全体を俯瞰すると、特定技能はすでに日本の人手不足対策の一角を担う仕組みとして定着した。ただ、その中身をみれば、受け入れは一部の産業分野に集中し、2号はなお限定的で、新規分野は立ち上がり段階にある。今後は、受け入れの「量」の拡大に加え、制度運用の「質」をどう高めるかが課題となる。

学校法人新井学園 赤門会日本語学校 常務理事
新井 永鎮

特定技能在留状況

- ・ 特定技能在留外国人数総数：390,296人
- ・ 特定技能1号：382,341人
- ・ 特定技能2号：7,955人
- ・ 分野別最多：飲食料品製造業 95,644人（1号93,393人、2号2,251人）

出典URL

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001459490.pdf>
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/2024.03.29.kakugikettei.html>
<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>



06 事務連絡 メールアドレス変更のお知らせ

当会のシステム変更に伴い、メールアドレスを変更することとなりました。

新メールアドレスは当会ホームページと同一のドメイン名を使用しておりますので、今後はこちらのメールアドレスをご登録いただきますようお願いいたします。

なお、旧メールアドレス（networkalao@gmail.com）につきましても、緊急時の連絡先として引き続き使用いたしますので、従来どおり受信可能な状態にさせていただきますようお願いいたします。

何かご不明点がございましたら、お気軽にご連絡ください。

【新メールアドレス】

代表アドレス

- ・ info@nihongonetwork.com

事務局アドレス（情報配信、会員登録等）

- ・ office1@nihongonetwork.com
- ・ office2@nihongonetwork.com

その他アドレス（@同ドメイン名）

- ・ aabbcc@nihongonetwork.com

ロゴマークのご案内



本ロゴマークは、当団体の理念や活動方針を視覚的に表現したものであり、今後、各種広報活動や印刷物、ウェブサイト等において使用してまいります。併せて、ロゴマークの使用に関する規定も策定しておりますので、内容をご確認のうえ、会員の皆様にもご利用いただけますようお願い申し上げます。



ロゴマーク ダウンロードページ
www.nihongonetwork.com/logo